第14章　保証の心裡留保、錯誤無効、詐欺・強迫による取消し

心裡留保、錯誤無効、詐欺取消しは、それぞれ別箇の民法上の条文があり、別箇のものであるが、次の裁判例のように一括して主張されることもある。

裁判例〔39〕　東京地裁平成12年５月30日判決（平８(ワ)11033）

> 金融機関から銀行取引契約の連帯保証人に対する保証債務請求に対して、保証人が支店融資課長から「枠取りのため極度額を6,000万円と記載するように」と言われ、これを信じて連帯保証契約をしたものであるとして、心裡留保・錯誤無効・詐欺取消の抗弁を主張したが、いずれも認められなかった。

第１節　保証の心裡留保（民法93条）

民法93条は「意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。」と規定している。この規定には「心裡（しんり）留保」という表示が付けられている。

今後の改正案の中に、この条文の表示を「真意留保」とすべきであるとの提案が見受けられる。条文中にも「真意」を用いており、良案と思う。

裁判例には、次のものがある。

裁判例〔40〕　東京地裁平成19年４月18日判決（平17(ワ)26577）

> 原告会社が被告会社に対して金銭消費貸借契約に基づき貸金の返還

請求をした事案について、原告と被告との間で外形的には原告主張の契約が成立したものの、契約の経緯などに照らすと、原告会社が第三者会社との間の貸金について返済した形式をとるための金員の流れの一貫として考えられたものであって、被告代表者に債務負担の意思はなく、原告会社の代理人もそれを知っていたもので、心裡留保により無効であるとして、請求を棄却した。

裁判例〔41〕　東京地裁平成19年９月19日判決（平17(ワ)26865）

原告が、被告らに対し、原告において、被告取締役が訴外信用組合から借り受け、被告会社が連帯保証した貸付金を譲り受けたとして、被告取締役については残額の支払を、被告会社については保証債務の履行を求めたのに対し、被告取締役には貸金について債務負担意思はなく、貸主である訴外信用金庫もそのことを知っていたから貸付は無効であるとして争った事案において、被告らが心裡留保の根拠として主張する事情は、それを認めることができないか又は根拠とならないものであって、被告取締役の陳述書及び供述は、被告が矛盾した供述をしていること等から信用性がないとして被告の主張を排斥し、請求を認容した。

裁判例〔42〕　東京地裁平成19年11月28日判決（平19(ワ)10085）

マンションの管理組合法人である被告と保証委託契約を締結した原告が、債権者である住宅金融公庫に対して保証債務を履行したとして、主債務者である被告に対し、求償権に基づく支払を求めた事案において、保証委託証書上被告の代表者として署名捺印した訴外Ａは、被告の理事として被告を代表する権限を有しており、また、本件保証契約等がＡの真意に反してされた意思表示であり心裡留保として無効であるとは認められないとして、原告の請求が認められた。

第２節　保証の錯誤無効（民法95条）

民法95条本文は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」と規定しており、解釈の余地の非常に広い法文（要件）を設定している。

意思表示（その結果としての保証契約）の錯誤の主張としては、次のものがあるが、裁判例の要旨を掲げるのみにとどめる（注）。

① 他の連帯保証人、担保提供者についての誤信
② 主債務者に相当の信用や資力があると誤信した場合
③ 借用の使途の誤信
④ 借入先の錯誤

当初の裁判例は、「要素の錯誤」を厳しく絞っていたが、近時は緩くなってきたように感じられる。

（注）錯誤について裁判例を収録・整理したものとして次のものがある。
小林一俊「錯誤」叢書民法総合判例研究４・１（一粒社）、吉田光碩「錯誤による保証否認―裁判例の動向を中心に―」法律時報63巻９号91頁、鈴木正和「保証契約と要素の錯誤」金融法務事情1388号４頁、後藤勇「要素の錯誤に関する実証的研究(上)―最高裁判例及び最近の下級審裁判例をとおして―」判例タイムズ986号66頁

民法95条ただし書は、「表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定している。

保証契約の錯誤無効についての裁判例一覧

裁判例〔43〕　大審院明治38年12月19日判決（民録11・1786）、大審院大正６年５月30日判決（民録23・911）、大審院大正７年６月１日判決（民録24・1159）、大審院昭和20年５月21日判決（民集24・９）

他の人的担保又は物的担保の存在の誤信は保証契約締結の動機にすぎず、特に保証契約の内容とされたのでない限り、それによって保証

契約が無効となるものではない。

裁判例〔44〕　最高裁昭和32年12月19日判決（判タ78・53）

他に連帯保証人があるとの債務者の詐言を信じて連帯保証をした場合でも、その誤信は単なる縁由の錯誤にすぎず、他の連帯保証人のあることが契約の内容となっていなければ、要素の錯誤とならない。

裁判例〔45〕　東京高裁昭和40年10月６日判決（判タ185・138）

金融機関との間の金銭貸借の担保について普通考慮されることは、保証人や担保提供者の同一性、資力、担保物の存在、その価額等であり、借受金の使途などは重要な問題にならないのが普通のことと考えられるから、担保提供者が借受金の使途のことを特に重視する旨をはっきり表示しないかぎり、かようなことは保証契約または担保権設定契約におけるいわゆる要素とはならない。

裁判例〔46〕　東京地裁昭和50年１月30日判決（金法754・35）

主債務者に相当の信用や資力があると誤信したことは、動機の錯誤にすぎず、契約の相手方たる銀行にそれが明示されていない以上、右錯誤は保証契約等を無効とするに足る要素の錯誤にあたらないとした事例である。

裁判例〔47〕　東京地裁昭和53年３月29日判決（判時909・68）

信用保証協会が金融機関経由の保証申込みにつき当該金融機関から送付された調査書等を机上調査した結果主債務者たるべき者が保証条件に合致すると誤信するに至った事案につき、主債務者である会社の実体がないこと等を理由に要素の錯誤の抗弁を容れ、重過失の再抗弁を排斥した事例。

裁判例〔48〕　東京地裁昭和61年１月30日判決（判タ627・150）

自称公証人の事務所開設資金借用のためと誤信していた抵当権設定契約が要素の錯誤により無効とされた事例である。

裁判例〔49〕　大阪地裁昭和62年８月７日判決（判タ669・164）

主債務者の資力・資産状況について錯誤無効を認めた事例。

裁判例〔50〕　名古屋地裁平成元年５月17日判決（公刊物未登載）

国民金融公庫からの借入れの保証と考えて保障したが、Ａ銀行の借入れであり錯誤無効を主張したが否定された事例である。

裁判例〔51〕　仙台高裁平成元年９月28日判決（判時1345・81）

自己の有する工事請負代金も決済されるものと誤信したが、その内容は十分了承ずみで表示された契約内容となっていたとして、連帯保証契約等を要素の錯誤にあたるとして無効とした事例である。

裁判例〔52〕　大阪高裁平成２年６月21日判決（判時1366・53）

他の連帯保証人がした連帯保証契約が有効であると誤信していた連帯保証契約と要素の錯誤の範囲に関し、自己の負担部分２分の１について支払の責に任ずべきであるとした事例である。

裁判例〔53〕　鳥取地裁米子支部平成２年10月１日判決（判時1432・80）

原告が本件連帯保証するについて、被告との間で光雄からの物的担保の提供のあることをその前提あるいは内容としていたと認めることができないから、要素の錯誤があったあるいは被告がその権限を逸脱して本件公正証書を作成したなどの原告の右の主張は、採用できない（次の広島高裁松江支判の原審）。

裁判例〔54〕　広島高裁松江支部平成４年３月18日判決（判時1432・77）（前記の米子支判の控訴審）。

> 控訴人は、当時、光雄、仁司と面識はなく、一度は断ったものの、面識のあった丸山道則の再度の依頼により、かつ、右丸山から、光雄も連帯債務者であり、その所有する原判決添付物件目録記載の各不動産につき担保権を設定する旨の説明を受けたことから、光雄及び仁司を一括して本件連帯保証の意思表示をしたものであるから、主債務者が仁司のみであるか、光雄を加えた両名であるかは、本件においては人違いに準じ、意思表示の重要な部分、すなわち民法95条の「法律行為ノ要素」に該当するものと解するのが相当である。

裁判例〔55〕　京都地裁平成５年10月25日判決（判時1491・127）

> 保証が50万円の単純な連帯保証か、金500万円を限度とする根連帯保証であるかは法律行為の内容、性質に関する重要な部分に関するものであるから、要素の錯誤があり、根連帯保証契約は無効である。

裁判例〔56〕　東京地裁平成９年11月25日判決（金判1042・47）

> 他の根抵当権設定者の提供物件に担保余力があるから、原告に最終的な責任が及ぶことはないという説明を受け、その旨信じて連帯根保証契約を締結したが、現実には提供物件に担保余力はなかったという本件においては、連帯根保証人に動機の錯誤があり、右動機は表示され、しかも要素の錯誤に当たるというべきであるから、原告が締結した連帯根保証契約は無効である。

裁判例〔57〕　高松高裁平成11年11月18日判決（判時1721・85）

> 他人の200万円の貸金債務について連帯保証すると誤信して、保証契約書の保証極度額に1000万円と記載した場合に、連帯保証契約が要素の錯誤により無効であるとされた事例。

裁判例〔58〕　東京高裁平成11年12月15日判決（判タ1027・290）

> 主債務者から100万円の借入れについての保証を求められた経緯が

あること、高額のローンを負担して自宅を購入してから1年余りであることなど判示の事情のもとでは、保証人において、根保証契約が1000万円の限度額内で根保証をするものであることをわかっていれば、当該保証人のみならず、通常人においても根保証契約をとうてい締結しなかったものと認められるから、極度額1000万円の根保証契約のうち、100万円の範囲で連帯保証（確定保証）をすることを超える部分は、要素の錯誤により無効である。

裁判例〔59〕　福島地裁会津若松支部平成12年7月27日判決（判タ1101・202）

顧客の信販会社に対する立替金等の支払債務を連帯保証した小売店の債務の連帯保証について、小売店と顧客との間の売買契約が真正に成立していないとして、錯誤無効が認められた事例。

裁判例〔60〕　仙台高裁平成13年12月26日判決（金判1151・32）

主たる債務者の約2億5000万円の工事請負契約が有効でその工事代金により返済されるものと誤信して、1500万円の貸金債務についてした連帯保証について、要素の錯誤により無効とされた事例。

裁判例〔61〕　最高裁平成14年7月11日判決（判時1805・56）

主たる債務が実体のある正規のクレジット契約によるものである場合と、空クレジットを利用することによって不正常な形で金融の便宜を得るものである場合とで、主債務者の信用に実際上差があることは否定できず、保証人にとって、主債務がどちらの態様のものであるかにより、その負うべきリスクが異なってくるはずであり、看過し得ない重要な相違があるといわざるをえない」と判示し、保証人の意思表示には法律行為の要素に錯誤があるとした。

裁判例〔62〕　東京高裁平成16年12月22日判決（平15(ネ)4056）

根保証契約における錯誤無効の判断について、根保証ないし保証債

務極度額等の用語は、一定以上の法律知識を有している者でなければ了解しにくい概念であり、一般人においては、その内容につき十分な説明を受けることなく、単に説明ないし条項を読んだだけでは正確に理解し難いものと考えられること等からすると、根保証自体の理解を欠いていた保証人の保証契約における意思表示は、錯誤により無効となるとされた事例。

裁判例〔63〕　東京高裁平成17年８月10日判決（判時1907・42）

中小企業金融安定化特別保証制度に基づく保証協会の保証付きでなされた融資につき、保証協会は主債務者の経営状態が破綻状態にあるものとは全く認識せずに本件保証契約の締結に応じ、その動機に錯誤があったことは明らかであり、また、その動機は本件保証契約の締結に際し債権者に対して表示されていたものであるから、本件保証契約は要素の錯誤により無効である。

裁判例〔64〕　東京地裁平成19年４月19日判決（平17(ワ)4384）

原告が被告らに対し、原告と分離前の相被告Ｂが債務弁済契約を結んだ際に、被告らが訴外Ｂの原告に対する債務を連帯保証したとして、連帯保証債務の支払を求めたのに対し、被告らが、他にＥとＣが連帯保証人となることを確認した上で、本件連帯保証契約を締結したもので、かかる動機は契約の内容として表示されているから、本件連帯保証契約は、錯誤に基づくもので、無効であると主張した事案において、他に連帯保証人がいるかどうかについての錯誤は、縁由の錯誤であって要素の錯誤にはなり得ないところ、本件では、被告らには、ＣやＥが連帯保証人になることについての錯誤も存在しないから、被告らの錯誤無効の主張には理由がないとして、原告の請求を認容した事例。

裁判例〔65〕　東京地裁平成19年５月11日判決（平18(ワ)8054）

訴外Ａの原告に対する金銭消費賃借契約に基づく債務について、被告が連帯保証したとして、原告が被告に対し、連帯保証債務の履行を求めた事案において、①本件金銭消費貸借契約における借主は、訴外

Ａ個人ではなく同人が経営する訴外旅館Ｓであるとする被告の主張については、同契約における借主が訴外旅館Ｓであることを示す外形的事実の存在は認められないなどとして、その主張を退け、②被告は主債務について消滅時効が完成していることを知らずに本件保証契約を締結したとする被告の錯誤無効の抗弁についても、被告は、訴外Ａが消滅時効の完成を援用する旨の意思表示を行っていなかったために主債務が時効により消滅していなかったこと、及び、訴外Ａが主債務の存在を承認したことにより時効援用権を喪失していたことを認識した上で、本件保証契約を締結したとして、その抗弁も退け、原告の保証債務請求を認容した事例。

裁判例〔66〕　東京地裁平成19年７月20日判決（平18(ロ)14622）

訴外会社の金融機関からの借入金につき保証債務を履行した原告信用保証協会が同社の連帯保証人Ｙ１・Ｙ２に求償したのに対し、Ｙ１は騙されて同社の代表取締役として形だけ在任したに過ぎず連帯保証は錯誤無効であるなどと主張し、Ｙ２は代表取締役として連帯保証をしたがＹ１による会社運営の支配という予測できない第三者の行為により会社の債務を返済できなくなったのであるから保証債務は認められないなどと主張して争った事案において、Ｙ１が代表取締役の地位にあったことは事実でありこれを前提として連帯保証の意思表示をしたのも事実であるから錯誤はなく、Ｙ２の主張は保証債務を消滅ないし軽減する根拠にはならないとして原告の保証債務請求を認容した事例。

裁判例〔67〕　東京地裁平成20年10月31日判決（平19(ワ)33928）

原告Ｘが被告との間で金銭消費貸借契約を締結し、原告Ｙ、原告Ｚが原告Ｘの債務を連帯保証し、原告Ｚがその所有する不動産に根抵当権を設定し、原告Ｚが連帯債務の弁済として金員を供託した事実を前提に、原告らが消費貸借契約及び連帯保証契約に基づく債務の不存在、

原告Ｚが根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した事案において、原告らが主張する公序良俗違反、信義則違反、権利濫用、錯誤無効、詐欺取消等の成立をすべて否定し請求を棄却した事例。

裁判例〔68〕　東京地裁平成20年12月16日判決（平18(ワ)14328・平19(ワ)1392）

訴外銀行の亡Ａ及びＢに対する各貸付金（貸付１は亡Ａに対するもの、貸付２～４はＢに対するもの）を譲り受けた会社から、その管理・回収を委託された原告が、亡Ａの相続人である被告らは亡Ａ及びＢに対する貸付金について連帯保証をした、また、亡Ａは訴外銀行のＢに対する貸付けについて根抵当権設定契約及び根保証契約（併せて本件各契約）をしたなどとして、被告らに対し、貸付残金の支払を求めた事案において、本件各契約は貸付２を担保・保証する範囲を超える限度で、亡Ａの錯誤により無効であり、被告らの貸付３・４に関する連帯保証も、本件各契約が有効に成立したものであることを前提としていることから、前提事実を欠き、錯誤により無効であり、被告らが原告に対し負担すべきは貸付１・２に係る債務であるところ、原告は亡Ａの土地の競売により貸付１・２に係る債務全額を超える金額の配当を受けたことが認められ、被告らの原告に対する債務は全て消滅したとして、原告の保証債務請求事件、譲受債権請求を棄却した事例。

第３節　詐欺・強迫による保証の取消し（民法96条）

民法96条は、次のとおり規定している。

①　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

②　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

③　前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三

者に対抗することができない。

したがって、要件事実は、次のものが考えられる。(注)

① 詐欺・強迫の故意

② 詐欺・強迫がなされたこと

③ ②によって表意者が錯誤に陥った（又は畏怖した）こと

④ 当該意思表示が③によってなされたこと

⑤ 取消しの意思表示

裁判例としては次のものがある。

裁判例〔69〕 東京高裁平成11年９月１日判決（判時1699・83）

> いわゆる商工ローン会社との間での極度額を1000万円とする連帯根保証契約につき、これが商工ローン会社社員の保証限度額に関する虚偽の説明によって締結されたものであるとして、その詐欺による取消しの抗弁が認められた事例。

裁判例〔70〕 新潟地裁平成11年11月５日判決（判タ1019・150）

> 娘婿の依頼により同人の経営する会社の借入金債務について極度額1500万円として締結した連帯根保証について、同人の詐欺を理由に取り消しが認められた事例。

裁判例〔71〕 東京地裁平成13年８月30日判決（平13(ワ)10589・平13(ワ)8831）

> 連帯保証人の契約締結の意思表示が相手方の強迫によるものであるとして、これを取り消す旨の意思表示が有効とされた事例。

裁判例〔72〕 東京地裁平成21年２月19日判決（平20(ワ)200）

> 原告が、被告会社に対してリース契約に基づく残代金（リース物件返却による精算控除後の額）の支払を、被告Ｙ１に対して被告会社の上記債務を連帯保証したことによる保証債務の履行を、それぞれ求めた事案において、被告らの保証否認の主張については、連帯保証人欄

にＹ１の署名押印があり、かつ特段の反証が認められない以上、連帯保証契約の成立が認められ、また、被告らの詐欺取消しの主張は、その詐欺行為者が原告の従業員でないため、原告が詐欺の事実を知っていたことが要件として必要であるが、被告らはその主張立証をしないため主張自体失当であるとして、結局原告の請求がすべて認められた事例。

（注）　岡口基一「要件事実マニュアル・上」97頁（ぎょうせい、2005）、同頁によると要件事実③について相手方が確実に知っていなくても、取消しを認めた事例として、東京高裁平成13年２月２日判決判時1740・46）、東京高裁平成13年10月18日判決（判時1765・121）がある、とのことである。

第18章　保証債務履行請求と権利濫用・制限

(1)　極度額の定めのない、いわゆる包括根保証人は、無限に責任を負う可能性があるから、通常の保証に比べ過酷になる場合がある。したがって、その保証の範囲は、実務上、信義則によって責任の制限が認められた裁判例が少なくなかった。

本書の前書に相当する「債務保証否認への対応」〔第三版〕の228頁から234頁は、「包括根保証における保証人の責任制限」についての裁判例を収集したものであった（今回、この部分を削除した）。

(2)　平成16年の民法改正（施行平成17年４月１日）により、貸金等根保証契約（民465の２①）は、極度額を定めなければ、その効力を生じないとされた（民465の２②）。

そこで本書では、「包括根保証における保証人の責任制限」についての記載を削除した。

本章では、通常の保証人ないし根保証人に対する履行請求が無条件に認められるかについて検討する。

権利の濫用について判示したものとして次の裁判例がある。**裁判例〔93〕**の最高裁判例は重要である。

裁判例〔93〕　最高裁平成22年１月29日判決（判タ1318・85）

M社は、Bが代表取締役を、Lが関西統括部長等を務めていたK社の神戸支店を法人化した会社であり、その資本金はA社グループに属するD社が全額を出資して設立されたものであって、その設立後においては、A社を初めとするA社グループに属する各社との間で、経営顧問契約等の各種契約を締結し、顧問料の支払を行うなどして、第１期事業年度には、その支払総額がM社の売上高に占める割合は約66％

にも上っていたというのである。しかも、前記経営顧問契約に基づき経営顧問全般の依頼を受けたA社やJ社は、M社に将来損失や損害が発生しても、一切責任を負わないことが約されていたことや、M社の代表者印、銀行届出印及び預金通帳がA社グループに属するF社によって管理され、M社名義の預金口座に係る入出金や同社の費用等の支払もF社によって行われるなど、M社の資金がF社に掌握されていたことをも考慮すると、前記のような資本関係や人的関係等を背景として、A社を初めとするA社グループに属する各社が前記各契約に基づきM社の売上げから顧問料等の名目により確実に収入を得ることができる体制が周到に築かれていたということができる。

そして、M社は、前記のようにして、F社に資金を掌握されていただけでなく、前記事実関係によれば、BあるいはLから、予算の事前提出を指示され、売上げや利益についても具体的な目標を設定され、予算の達成率や売上げ等の報告や資料の提出も求められるほか、個々の業務に関しても相当強力な指示を受けており、これらのことからすれば、M社の業務遂行に関し、その代表取締役にはほとんど裁量の余地はなく、資金繰りを含めその経営の判断は、BやLに依存し、その指示に従わざるを得ない経営体制にあったということができる。他方、上告人は、23歳のときに、A社の代表取締役であるBが代表取締役を務めるK社の神戸支店にアルバイトとして勤務するようになったが、同支店が独立する形でM社が設立された際に、同社の正社員となり、その後わずか数か月後に、Lの働きかけにより同社の代表取締役に就任したもので、同社の設立の前後を通じてその勤務場所や勤務実態等に格別の変化はなかったというのであり、代表取締役に就任したとはいえ、前記経営体制の下にあっては、単なる従業員とほとんど異ならない立場にあったとみることができる。しかるに、Lは、近い将来M社の資金繰りが行き詰まるおそれがあることを認識しながら、上告人に対し、同社の代表取締役に就任するよう強く働きかけた上、上告人の代表取締役就任後間もなくして同社の資金繰りが行き詰まるや、上告人に対し、Bが代表取締役を務め、その全株式を保有する被上告人から融資を受け、上告人においてこの融資に係る債務を保証するよう指示したというのである。そして、被上告人は、M社がA社グ

ループの関連会社であるにもかかわらず、利息制限法所定の制限利率を上回る高利で金員を貸し付け、これを上告人に保証させているところ、M社の前記経営体制の下にあっては、上告人がこれを拒むことは事実上困難であったというほかなく、上告人が、本件保証契約を締結した直後に弁護士に相談し、代表取締役を辞任したい旨の通知を送付しているのも、前記のような事態に困惑してのことであるとみることができる。

以上に説示したところを総合すると、被上告人の上告人に対する保証債務の履行請求は、M社が既に事業を停止している状況の下において、A社グループに属する各社がM社の事業活動から経営顧問契約等の各種契約に基づき顧問料等の名目で確実に収入を得ていた一方で、わずかの期間同社の代表取締役に就任したとはいえ、経営に関する裁量をほとんど与えられていない経営体制の下で、経験も浅く若年の単なる従業員に等しい立場にあった上告人だけに、同社の事業活動による損失の負担を求めるものといわざるを得ず、上告人が同社の代表取締役に就任した当時の同社の経営状況、就任の経緯、被上告人の同社に対する金員貸付けの条件、上告人は本件保証契約の締結を拒むことが事実上困難な立場にあったことなどをも考慮すると、権利の濫用に当たり許されないものというべきである。原審が認定する他の事実を考慮しても、この判断は左右されない。

以上と異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は前記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

裁判例〔94〕　名古屋地裁平成16年6月18日判決（判タ1182・219）

被告は、昭和58年7月27日、T銀行との間で、AがT銀行（合併により原告銀行が設立された）との銀行取引約定契約に基づいて負担する債務について、元本極度額を1億円とする連帯保証契約を締結した。

本件貸付けは、Aのホテル経営事業の資金として融資されたものであるところ、当該ホテル事業が昭和61年に破綻した後10年以上にわたって主債務者の任意の支払を待つという原告の特異な態度は、事件屋を恐れたことを理由とするものであり、原告は、単に、その間、回収に着手しなかっただけでなく、原告支店長において同事件屋との間で、法的手段に訴えないとのいわば密約を取り交わし、同密約に基づいて債権回収を放置したと認めざるを得ず、かような態度は銀行の公共性に照らすと極めて不相当なものであり、原告には重大な懈怠があるといえるから、原告の本件請求をそのまま認容することは信義則上許されず、原告の請求は、3,000万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの年6パーセントの割合による金員の支払いを求める部分に限り理由があるものと認めるのが相当である。

裁判例〔95〕　東京地裁平成14年10月23日判決（金法1687・51）

政府系金融機関の融資に際し、連帯保証人との間に金融機関が有する担保を追加、変更又は解除しても連帯保証人が免責を主張しない旨の合意が存する場合、金融機関が連帯保証人に対し、同特約の適用を主張することは信義則に反せず、権利の濫用に該当しない。

裁判例〔96〕　東京高裁平成14年1月23日判決（判時1788・43）

S信用組合の融資会社の連帯保証人に対する履行請求について、融資と連帯保証における同組合と連帯保証人との関係等に徴し、信義則上、融資金の4割の限度に制限すべきである。

(3)　信義則が問題となったものとして次の裁判例がある。

裁判例〔97〕　東京地裁平成19年8月27日判決（平19(ワ)7553）

債権回収業者である原告が、被告に連帯保証に基づく履行請求をしたのに対し、被告が、連帯保証をした経緯、主債務者との関係、経営に関与していないこと等から、連帯保証に基づく請求をすることは信義則違反であると主張して、これを争った事案において、被告は、本

件不動産を相続した見返りとして、本件連帯保証をしたものに他ならないから、現在も不動産を所有し、かつ、競売申立ても受けていないとの事情の下では、原告から本件連帯保証の請求を受けることはやむを得ないものと認められるから、原告が、被告に対し、本件連帯保証に基づき請求すること自体が信義則上許されないものとは言えないとして、原告の請求を認容した。